

# 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則案について

教育政策課

## 1 改正の理由

教育委員会事務局の組織を改正し、それに伴う所要の改正を行う。

## 2 改正の概要

- (1) 幼児期から高校期まで一貫した連続性のある形で学びのあり方を大きく転換していくことを明確にするため、「教学指導課」を「学びの改革支援課」に改称する。
- (2) 業務の終了に伴い、「全国高等学校総合文化祭推進室」を廃止する。
- (3) 昨今の教育行政課題に対応するため、義務教育課に「学校支援幹」を設置する。

## 3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則案

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第8条（見出しを含む。）中「教学指導課」を「学びの改革支援課」に改める。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

別表第6の1の長野県教科用図書選定審議会の項中 

教学指導課
-------

 を

「 

学びの改革支援課
----------

 に改める。」

別表第7の課又は室の項中 

教育主幹	教育行政に関する専門的事務の総括掌理
------	--------------------

 を

「 

学校支援幹	教育行政に関する専門的事務及び企画調整事務の総括掌理
教育主幹	教育行政に関する専門的事務の総括掌理

 に改める。」

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

教育政策課
-------

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(課の設置)</p> <p>第2条 事務局に次の課を置く。</p> <p>教育政策課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 <u>学びの改革支援課</u> 心の支援課 文化財・生涯学習課 保健厚生課 スポーツ課</p> <p>(<u>学びの改革支援課</u>)</p> <p>第8条 <u>学びの改革支援課</u>は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 教育課程、学習指導、進路指導その他学校教育に関する専門的事項(特別支援教育課、心の支援課、保健厚生課及びスポーツ課の所掌事務に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(2) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>(3) 教職員の研修に関すること。</p> <p>(4) 免許法認定講習に関すること。</p> <p>(5) 総合教育センターに関すること。</p> <p>(6) 教科用図書選定審議会の庶務に関すること。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(国体準備室)</p> <p><u>2</u> スポーツ課に、当分の間、第82回国民体育大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の開催に関する事務をつかさどらせるため、国体準備室を付置する。</p>	<p>(課の設置)</p> <p>第2条 事務局に次の課を置く。</p> <p>教育政策課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 <u>教学指導課</u> 心の支援課 文化財・生涯学習課 保健厚生課 スポーツ課</p> <p>(<u>教学指導課</u>)</p> <p>第8条 <u>教学指導課</u>は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 教育課程、学習指導、進路指導その他学校教育に関する専門的事項(特別支援教育課、心の支援課、保健厚生課及びスポーツ課の所掌事務に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(2) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>(3) 教職員の研修に関すること。</p> <p>(4) 免許法認定講習に関すること。</p> <p>(5) 総合教育センターに関すること。</p> <p>(6) 教科用図書選定審議会の庶務に関すること。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。</p> <p><u>(全国高等学校総合文化祭推進室)</u></p> <p><u>2</u> <u>教学指導課に、当分の間、第42回全国高等学校総合文化祭の開催に関する事務をつかさどらせるため、全国高等学校総合文化祭推進室を付置する。</u></p> <p>(国体準備室)</p> <p><u>3</u> スポーツ課に、当分の間、第82回国民体育大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の開催に関する事務をつかさどらせるため、国体準備室を付置する。</p>

改正案

現行

(別表第6) (第38条関係)

(別表第6) (第38条関係)

1 法律又はこれに基づく政令により設置された附属機関

1 法律又はこれに基づく政令により設置された附属機関

名称	担任する事務	庶務を行う課
(略)	(略)	(略)
長野県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第11条の規定による市町村の教育委員会等の行う教科用図書の採択に関する事務について教育委員会が行う採択基準の作成等に関する重要事項及び長野県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項の調査審議及びこれらに関する教育委員会への建議に関すること。	学びの改革支援課
(略)	(略)	(略)

名称	担任する事務	庶務を行う課
(略)	(略)	(略)
長野県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第11条の規定による市町村の教育委員会等の行う教科用図書の採択に関する事務について教育委員会が行う採択基準の作成等に関する重要事項及び長野県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項の調査審議及びこれらに関する教育委員会への建議に関すること。	教学指導課
(略)	(略)	(略)

2 条例により設置された附属機関 (略)

2 条例により設置された附属機関 (略)

(別表第7) (第39条関係)

(別表第7) (第39条関係)

事務局に置く職及び職務

事務局に置く職及び職務

左欄	中欄	右欄
課又は室	(略)	(略)
	教育幹	教育行政に関する高度な専門的事務の総括掌理
	学校支援幹	教育行政に関する専門的事務及び企画調整事務の総括掌理
	教育主幹	教育行政に関する専門的事務の総括掌理
	(略)	
(略)	(略)	(略)

左欄	中欄	右欄
課又は室	(略)	(略)
	教育幹	教育行政に関する高度な専門的事務の総括掌理
	(新規)	(新規)
	教育主幹	教育行政に関する専門的事務の総括掌理
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)